



鳥取県公報

令和2年12月22日(火)
第9262号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (663) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の変更の届出 (664) (〃) 2
	土地改良法による換地計画の決定 (665) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定予定 (666) (森林づくり推進課) 2
	県道の区域の変更 (667) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (668) (〃) 3
	開発行為に関する工事の完了 (669) (西部総合事務所生活環境局) 4

告 示

鳥取県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
加嶋 景子	はり・あんま治療院かしま	東伯郡湯梨浜町大字田後351-1	令和2年12月3日

鳥取県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所の名称及び施術所の住所を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
加嶋 景子	はり・あんま治療院かしま	東伯郡湯梨浜町大字田後351-1	平成31年1月1日

鳥取県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年12月22日から令和3年1月12日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第666号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林子定森林の所在場所
東伯郡北栄町米里字姥ヶ谷566の1、字一ノ崎峰832の1、832の2、832の4、834の5、834の6
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年12月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯根雨線	変更前	西伯郡伯耆町畑池字塔田2548-1地先から同町二部字宮ノ下578地先まで	9.8~27.9	454.0
		西伯郡伯耆町畑池字休場2902-1地先から同町二部字長政馬場574-4地先まで	9.1~15.1	134.0
	変更後	西伯郡伯耆町畑池字塔田2548-1地先から同町二部字長政馬場574-4地先まで	9.1~16.6	161.0
淀江岸本線	変更前	米子市尾高字才ノ木116-5地先から同市尾高字中	9.9~14.2	347.0
	変更後	縄手西3068地先まで	10.0~14.2	349.0

鳥取県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年12月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
淀江岸本線	米子市尾高字本池山下一1327-1地先から同市尾高字本池ノニ904-4地先まで	令和2年12月23日

〃	米子市尾高字オノ木三116-5地先から同市尾高字中縄手西3068地先まで	〃
---	--------------------------------------	---

鳥取県告示第669号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年12月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年11月18日 鳥取県指令第202000207664号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字紺屋堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町2230-2
藤岡 力斗、藤岡 彩